

- 乳幼児用玩具への、使用年齢基準に沿って定めた対象年齢、保護者が見守る旨等の注意表示を求める。
- 対象年齢の表示は、日本の一般消費者が容易に理解できる方法で表示すること。
(可)「対象年齢 1 歳～」 「2 歳未満の子供には与えないで下さい」
(不可)「1 +」 「For Children Ages 1-3 years」など、数字・記号、図形又は外国語のみからなる表示
- 「表示すべき文言」欄に記載されている文言は、文意が変わらない範囲において表現を変更することができる。

< 3 歳未満向け玩具の注意表示（技術基準省令別表第 2 の 2） >

対象の区分	表示すべき文言
全てのもの	一 使用に適した年齢（※補足：使用年齢基準に沿って定めた対象年齢） 二 保護者が見守る旨
水の中で使用することを意図した玩具	乳幼児が立つことができる深さの水の中で使用する旨
ゴム製の風船	一 膨らんでいない風船や破れた風船を吸い込まないようにする旨 二 膨らんでいない風船は乳幼児の手の届かないところに保管する旨 三 破れた風船は速やかに廃棄する旨
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したもの（引っぱり玩具を除く。）であつて、長さが 3 0 0 ミリメートルを超える乳幼児に絡まる可能性のないひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが 2 2 0 ミリメートルを超え、3 0 0 ミリメートル以下の乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	ひもで頸部を圧迫する可能性があり、出生後十八月未満の乳幼児に使わせない旨
出生後十八月以上の乳幼児が使用することを意図したものであつて、長さが 3 0 0 ミリメートルを超える電線を含むもの	電線で頸部を圧迫する可能性があり、乱暴な使用をしない旨
揺りかご、ベッド又は乳母車に張り渡すよう意図されたもの	つりひもなどにかからまつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら玩具を取り外す旨
揺りかご、ベッド若しくは乳母車に取り付けること又は壁若しくは天井からベッドの上に吊り下げることが意図したものであつて、乳幼児に絡まる可能性のあるひもを含むもの	一 ひもが乳幼児の手の届かない範囲にあるよう固定する旨 二 つりひもなどに絡まつて負傷することがないように、乳幼児が周囲を手でつかむことにより立ち上がることができるようになったら取り外す旨
ヘルメット、帽子、ゴーグル等の保護具を模したもの	保護機能がない旨